

# 羽生市補助金等交付基準

平成23年10月策定

## 1 目的

この基準は、羽生市が交付する補助金等について、その交付を決定する際に統一的な基準を定めることにより、補助金等を効果的かつ効率的に運用し、その適正かつ公正な交付を図ることを目的とする。

## 2 定義

この基準における「補助金等」とは、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号）（以下「交付規則」という。）第2条第1項のとおり、市が公益上必要であると認める場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、交付金、利子補給金及びその他の給付金で、相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

## 3 交付要件

市が交付する補助金等は、交付規則第7条第1項に規定するもののほか、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、補助金額の算出方法、補助対象経費等をあらかじめ明確にすること。（補助の明文化）
- (2) 補助金等の交付を受けるものが団体の場合は、定款、規約等に定める設立目的、活動内容が補助金等の交付の目的と合致していること。また、監査等の体制があり、会計処理が適正であること。
- (3) 市と市民の役割分担において、市が関与・支援すべき事業と認められること。

## 4 補助金等の分類

補助金等は、その目的別に次のとおり分類する。

### (1) 制度的補助

- ① 国、県等の制度に基づき補助するもの
- ② 他の市町村との協議により補助するもの

### (2) 事業費補助

特定の事業（活動）に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・

奨励するために補助するもの

①施策補助

本来市が取り組むべき事業について、地域や関係者団体等に事業運営を任せ  
たほうが効果的・効率的なものに、当該事業の運営に係る経費の一部又は全部  
を補助するもの

②公益事業補助

スポーツ振興や文化振興など、個人や団体等が行う公益性の高い事業等に対  
して補助するもの

③イベント補助

公共事業補助のうち、特にイベントに対して補助するもの

④その他

上記のいずれにも該当しない事業費補助

(3) 団体運営費補助

公益性のある事業を行う団体の支援や自立を促す目的で、運営費に対して一定期  
間補助するもの

(4) 償還補助

団体等が実施する事業の借入金元利償還金に対して補助するもの

## 5 交付期間

補助金等の既得権化を防止し、社会情勢の変化に対応した事業内容への見直しを図  
るため、次のとおり終期を設定する。

- (1) 新たな補助金等の交付については、補助期間の終期設定を必須とする。(原則  
3年を超えないものとする。ただし、制度的補助は除く。)
- (2) 市単独における補助金の同一団体への交付は、原則としてすべて3年を限度と  
するが、公益上の必要があれば継続できるものとする。(ただし、制度的補助は  
除く。)
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できな  
いと認められる事業や団体への補助については、交付期間が3年を経過する前であ  
っても補助金等を終了することとする。
- (4) 国や県等の補助に伴う補助金等については、その補助期間の終了をもって原則  
終了する。

## 6 交付基準

補助金等の交付に関しては、補助金等にかかる事業、団体活動の計画または実績等に基づき、次の5つの基準により個別に判断し、その交付を決定する。

<p>(1) 公益性</p>	<p>①事業目的や内容が、客観的にみて公益性があること ②総合振興計画の施策や基本事業の目的達成に貢献しているものであること ③地域での住民自治や社会福祉の増進について高い必要性が認められるものであること ④教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの ⑤市の施策として、事業を積極的に推進すべきものであること</p>
<p>(2) 必要性</p>	<p>①国、県、民間等が負担すべきものでなく、市の財政負担が適当であること ②市民との協働によるまちづくりの推進のため、真に補助すべき事業(活動)であること ③補助を受ける団体等は、自立した、又は自立が可能でないこと ④現在の社会経済情勢において、事業目的や内容が合致しており、市民ニーズが高いものであること ⑤補助の目的が達成されておらず、支援を継続していく必要があること ⑥民間等に類似した事業がないこと ⑦形式的、習慣的な補助でないこと</p>
<p>(3) 有効性</p>	<p>①費用対効果の観点から、補助目的や金額に見合う効果が認められること又は十分に期待できること ②他の手法でなく補助によることが施策目的の実現のために最適であること</p>
<p>(4) 公平性</p>	<p>①補助金等の効果が特定の個人、団体等に偏らず、広く市民に行きわたるものであること ②効果が一定範囲(地域、年代等)に限定されていてもなお、必要性が高いものであること ③他の団体や市民との間で公平性が保たれていること</p>
<p>(5) 適格性</p>	<p>①補助金等の支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいていること ②団体の設立目的や事業内容が、補助の目的と合致していること ③会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること ④市の関与を少なくし、団体が自ら運営を行っていること又は行う意思を有していること(自己負担の割合、事務局の所在等) ⑤団体の決算における繰越金(剰余金)が、補助しようとする額から判断し、妥当であること</p>

## 7 補助対象経費の明確化

補助対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、各団体等に対し自主財源確保についての努力を促すこととする。

また、補助金は原則として事業目的の達成に向けた事業費を対象に交付されることが適当であり、団体運営費補助についてはその補助対象となる経費の範囲を適切に判断したうえ、事業費補助へ移行できるよう努めるものとする。

## 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象外とする。

対象外項目	説明
人件費	団体運営にかかる人件費をいう。 ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。
交際費	団体を代表し、団体利益のために外部団体等との交渉に要する経費。
慶弔費	
飲食費	酒席を伴う飲食費や懇親会の経費。 ただし、会議等における茶菓等や来賓等への昼食のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。(一定の上限額を設けること。)
視察研修費	補助事業と直接関係のない慰労的視察旅費。 ただし、事業の性質上、真に必要なと認められる視察研修は補助対象とすることができる。
宿泊研修費	
積立金	
負担金等	上部組織に支出している会費・負担金は、原則として補助対象としない。 ただし、下部組織である分科会等に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上、補助対象とすることができる。
助成費	別の団体等への助成金や物品などの援助（二重補助）
大会賞品費	大会、行事等の賞品・記念品の購入に係る経費。
その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

## 9 補助金額の算定等

補助金額を算定するにあたり、次に掲げる点に留意すること。なお、各補助要綱等に基づき、必要に応じて限度額を設定すること。

また、社会経済情勢や市の財政状況等を勘案し、それぞれの補助率や限度額については常に見直し検討を行うこと。

(ア) 制度的補助

各制度に定める基準による。このうち、国や県等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として「上乗せ補助」は行わない。

①国、県等の制度に基づき補助するもの

・・・補助金交付要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間

②他の市町村との協議により補助するもの・・・協議による補助額

(イ) 事業費補助

原則として次のとおりとする。

①本来市が取り組むべき事業・・・100%

②行政及び団体等が協働で実施すべき事業・・・2分の1以内

③団体等が自ら取り組むべき事業・・・団体負担

(ウ) 団体運営費補助

補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とする。

(エ) 償還補助

それぞれの補助金交付要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間。

## 10 補助金等の交付にかかる見直し

この基準に基づく補助金等の見直しについては、別に定める見直し基準により3年ごとに行い、その適正な交付に努める。

また、適宜交付基準の見直しを行い、そのときの行財政状況に適したものに改定していく。

国や県等の財源を伴うものについて制度改正があった場合には、見直し基準に依らず、その時点で補助金等の存続も含め見直しを行うものとする。

### 【見直しの視点】

①休止・廃止すべきもの（統廃合を含む）

- ・10年以上継続している補助金等は補助目的、補助内容、補助効果を精査のうえ、継続の可否等について判断すること。
- ・少額の補助金（年間5万円以下）の場合、その必要性や有効性を十分検証した上で、終了又は委託費、役務費等へ移行すること。

- ・補助対象の事業又は団体の予算に占める補助金等の割合が10%以下の場合、自立可能と判断し、原則終了とすること。
- ・補助の目的や対象などが類似する補助金等について、可能な限り廃止を含めて整理・統合すること。

#### ②補助金等の余剰金が発生した場合

- ・戻入や申請変更等の手続きをし、次年度への繰り越しが無いようにすること。
- ・担当課において、当該補助金を一定期間中止することも含め補助金額の見直しを行うこと。(前例踏襲という考えはなくすこと。)

#### ③補助根拠等の見直し及び明文化

- ・補助金等の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。
- ・補助対象事業、補助額の根拠が明らかでない場合、補助金額や算定方法の見直しを行い、補助根拠の算定方法について説明できるようにすること。(場合により廃止)
- ・単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。
- ・補助金額や補助率等が近隣自治体と比較して高い場合は、見直しを行うこと。

## 11 新たな補助金等の導入

新たに補助金等を導入する場合は、庁議規程に基づく調整会議において、事業導入審査制度による審査を経て、経営会議で最終決定するものとする。

また、その場合、市条例や市規則で定めがないものは補助金等交付要綱を制定する。

### 市民への説明責任を果たすために

市民の税金がもとになっている補助金等がどのように使われ、結果的に誰に対してどのような効果があったのかについて、市として十分に把握しなければなりません。

これは、団体の事務局が市にない場合であっても変わるものではありません。補助金等の書類を受理する際は、担当課において内容の精査・把握をしなければなりません。

また、補助金等を交付した後の成果についても市民への説明責任を果たさなければなりません。